

# 再審請求趣意書

平成24年 3 月 22 日

東京高等裁判所 御中

本 籍 大阪市北区堂山町15番地

住 所 東京都港区元赤坂1丁目7番22号

請 求 人 織 原 城 二

主任弁護人 弘 中 惇 一 郎

弁 護 人 金 井 清 吉

弁 護 人 猪 山 雄 治

弁 護 人 桑 村 竹 則

弁 護 人 鈴 木 大 輔

弁 護 人 遠 藤 輝 好



上記請求人の確定判決は誤りであり，早急の再審実施を求める。

## 第2 ルーシー事件

ルーシー事件については以下のとおり確定判決後の証拠及び確定判決の明らかな事実認定の誤りにより、確定判決は破棄され、再審が開始されなければならないことは明白である。

### 記

1. 請求人が逮捕されたのは2000年10月12日であり、翌々日の10月14日、警視庁鑑識課員30数名が2頭の警察犬とともにスコップ、検索棒を使用し、ブルーシー油壺脇の海岸線及び2箇所しかない洞窟を徹底的に搜索したが、一切ルーシーにつながる手がかりはなく、ルーシーの遺体は2000年10月14日以降に埋められたということ。

当時この洞窟をスコップで掘り返し、搜索している姿はマスコミをはじめ多数の人間に目撃されており、それらは大きく報道された事実である（資料-1）。

その事実は、平成13年3月29日付洞窟捜査検証調書（甲）（資料-2）319丁2現場の様相（1）現場周囲の状況（4行～8行）

「現場洞穴は高さ約20mの切り立った崖の岩層が幾重にもある岸壁の下に、開口部が北向きにできた三角形の穴で、洞穴の西側岸壁が東側岸壁よりも北方（海岸側）に突き出ている。」と記されているとおりであり、この洞窟が2000年10月14日、警視庁鑑識課員達によってスコップで掘り返され、徹底的に搜索された洞窟であり、それは読売新聞2000年10月14日（土曜）夕刊15面に記載されてており、

「搜索現場はプライベートビーチのような入り江になっており、約十五メートルほどの切り立ったがけに囲まれている。海岸線から約二十メートル入ったがけには1-2メートルの口を開けた小さな洞くつがあり、そこにも捜査員数人がスコップや棒を手に入って、搜索を行っていた。」

と翌年遺体が発見された洞窟が徹底的に搜索された事実は報道されているとおりである。

当時ルーシーの手がかりとなる情報に対し、10万ポンド（当時のレートで約1600万円）もの懸賞金がかけられ、その後すぐ50万ポンド（当時のレートで約8000万円）に引き上げられた（資料-3）。

そのため懸賞金目当てにルーシー発見の手がかりを探す者が続出し、その中の一人池田正人が請求人逮捕後の2000年10月末、当洞窟を掘り返した際にもルーシーの遺体はもちろんこと、何一つ手がかりはなかった（資料-4(1)(2)(3)）。

確定判決後の新証拠である資料-4(1)(2)(3)によってもルーシーの遺体が請求人逮捕後の2000年10月12日以降第三者によって埋められたことは明らかであ

り、確定判決は破棄され、再審を開始しなければならない。

確定判決は、

「本件洞窟内からはセメント様の塊が発見されたものの、死体の発見には至らなかったことが認められる。しかし、その時は、土を掘り返すような捜索までは行われていないことが認められるから（当審弁8）」などとしているが（第二審判決書45頁22行～24行）、弁8号のセメント塊が発見された洞窟というのはルーシーの遺体が発見された場所とは全く異なる場所であり、大小の岩や石塊が多数散在し、遺体を埋めることなどはできない場所なのである。

さらにその場所は、遊歩道や外から丸見えの場所であって遺体を隠すことが可能な場所ではない（資料－5 平成22年 第130号 事実実験公正証書）。

ルーシーの遺体が発見された洞窟とセメント塊が発見された場所を同じ場所としていることを見ても、如何に確定判決が誤って認定しているかは明らかである。

遺体とともに埋められてあったテントポール袋は請求人が2000年7月4日購入したものではない。請求人が請求人所有別荘地伊豆エメラルドタウンでキャンプをして愛犬の墓作りをする為L. L. ビーンテント一式を購入していた事などは、ルーシーを委ねたなんでも屋が知っていた事は、請求人が第一審時に供述している通りである。裁判所がこの何でも屋については請求人がルーシーの公判が始まる迄述べなかつた事は（それまではカリタ事件を行っていた）不自然であるとして採用しなかつたが、ルーシー事件の被告人質問の時に詳しく述べよという当時の弁護人の方針に従ったためである。

請求人が購入したものは緑色であるが、ルーシーの遺体とともに意図的に埋められてあったものは青色であった。そのため、検察官はカタログの緑色を青色にコピー操作によって変えたものを裁判所に提出し、請求人が購入したものと認定させた（資料－6(1)～(14)）。

検察官が行ったこの行為も再審事由である。

すなわち刑事訴訟法第435条の偽造証拠物であり、3年以上経過し時効により確定判決を得ることはできないため、刑事訴訟法437条の適用を受けるものである。

2. 第一審時、ルーシー事件は無罪であったが、その理由として真夏シーズン中、1266戸もの居室を有する人気リゾート地逗子マリーナにおいて、3階の室内から駐車場までの間、死亡したとされるルーシー・ブラックマンを運ぶ間居住者や警備員等にも一切目撃されておらず、そして身長175cm以上、体重70kg以上もの死後硬直中のルーシーを運ぶことについて、合理的疑いを生ずるということが大きな理由であった（一審判決書125頁22行～26行）。

その為二審時に検察官はルーシーに見立てたマネキンを使用した実験報告書を提

出し、その実験報告書に記載されているように行えば、逗子マリーナ3階にあった請求人の居室から駐車場まで夏季シーズン中日曜日（2000年7月2日）の深夜誰にも見られずに死後硬直中の大きなルーシーを一人でも短時間で運ぶことが可能であるとしており、70kg以上であったルーシーの遺体に似せて使用したマネキン人形は65kgであるとし、二審の裁判所はその実験報告書を認定し、請求人は一部有罪となってしまった。

確定判決は、検察官が提出したマネキン実験報告書より、「損壊前のルーシーの死体を包み隠し、台車等を使用するなどして運び出すことがそれほど難しいことであったとは思われない。」（第二審判決書44頁4行～5行）

「仮に死体損壊場所がブルーシー油壺居室であるとしても、管理人夫婦に目撃されることなくルーシーの死体を搬入することがそれほど難しいものとは思われない。」（第二審判決書44頁20行～22行）とした。

しかし、第二審判決後、弁護人は日本マネキン協会の各マネキンメーカーに検察官が提出した実験報告書に使用したマネキンの重量を問いただしたところ、約5kgであることが判明し、検察官が提出し、確定判決の証拠が偽造証拠であったことが明らかとなった。

本件も刑事訴訟法第435条にあたり、3年以上経過しているため、時効により確定判決を得ることはできないため、刑事訴訟法第437条の適用を受け、再審事由となるものである。

以上、本事件は再審されなければならないことは明らかであり、さらに以下のことを付言する。

確定判決のように証拠全体を見ずに一部のみを捉えた場合、容易に有罪は作られてしまうということである。

「この冷凍庫を使用してルーシーの死体を冷凍し、死臭の発生を抑えることも可能であること」（第二審判決書43頁12行～13行）

としているが、もしもそのようなことをすれば、冷凍固化した巨大なルーシーをベントスポーツカーのトランクに入れることなどは不可能であることを無視し、

「逗子マリーナにはエレベーターも設置されているのであるから」（第二審判決書43頁24行～44頁1行）

とし、エレベーター入口前に録画されている監視カメラが設置されている事実を無視しているのである。請求人は、監視カメラがエレベーター前に設置されている事は当然知っている訳であり、もしも請求人が犯人であるのなら、監視カメラに写し出されるエレベーターを使用する訳はなく、さらにエレベーター横の階段を使用しても1階出口で監視カメラに写し出されてしまい、監視カメラを避ける為外部階段を使うしかないが、2000年7月2日は夏季シーズン最初の日曜日であり、17

5 cm以上、70 kg以上の大きな死後硬直中のルーシーの遺体を請求人が室内から長い通路を持ち運び、外部階段を使って1階迄持って行き、車道に駐車してあるベンツスポーツカーのトランクに収めようとする姿を一切目撃されない事等はありません。

そして、

- ・ 請求人の愛犬の命日が7月6日であったということ。
- ・ 愛犬が最も好んでいた伊豆エメラルドタウンの請求人の所有地で愛犬の墓を愛犬の命日に作る予定であって、その所有地には約30本の木が茂り、木を切る必要があったということ。
- ・ 請求人の田園調布宅に約40数本の樹木が茂り、請求人は1年に数回チェーンソー等の機器を使用し、伐採していたということ。
- ・ 事件の1年前の1999年7月5日の週にも、2000年と同じマキタ製のチェーンソー（新発売のものでマキタ製最小の680ワットのものであったが、誤って660ワットを注文したもの）を注文していたこと（資料-7）。
- ・ 2000年、銀行に提出するため土地家屋調査士上田正行に田園調布宅の鑑定書を2000年夏に作成する際に自宅の写真を撮影するため塀の剥がれたタイルを両面テープや接着剤で貼っていったが広範囲のため、急結剤を使用し、セメントで貼るため、剥がれていた範囲の約5㎡に貼る量を購入していたということ。

等々である。

本件は検察官が二審時に提出した偽造証拠によって一部有罪となってしまったが、証人に対しても検察官は請求人を有罪にするため偽りの事実を吹聴し、偽りの供述をさせ続けた。

それは、押収などされていない岩佐商会で売っているステンレス製のクワを原田警官に「被告人の部屋にあり、そして部屋から押収された」などと虚偽事実を取調の際、原田警官に言っていることから明らかである（原田警官法廷供述書 第一審第26回公判59頁22行～60頁2行）。そのため、原田は部屋の中にクワが置いてあったという供述になったのである。

管理人安部文子と内縁の夫広川徹夫が供述した

請求人が隣の402号室を鍵屋に空けさせ402号室に入ったとか、

鍵屋は2回来たとか、

ベンツスポーツカーの中は天井までシートに覆われていたとか、

（上記は広川供述）

7月6日の夜401号室室内にはシートで覆い隠されている物があったとか、

7月6日の夜入室した際左官屋が使うクワを持って請求人がドアを開けた、

（上記は安部供述）

などの出鱈目は多数ある。

安部は7月6日に請求人がドアを開けた際、警官の後ろから請求人を見たというが、警官は請求人がクワを持って出てきたというような供述はない。

もしも安部の言うように、クワを持って出てきたというのならば、原田を含む4人の警察官にもその姿は脳裏に焼き付いているはずであるが、そのような者は誰一人いない。

安部及び内縁の夫広川の出鱈目に関し、裁判所も安部については「不自然さが拭えず、かかる供述を信用することはできない。」

(第一審判決書96頁25行)

広川については

「その供述は全体としてにわかに信用できない。」

(第一審判決書97頁12行～13行)

としている通りであり、出鱈目以外の何物でもない。

そもそも、本事件について検察官の主張が崩壊していることは二審裁判官は認めているのである。

すなわち、検察官はルーシーはクロロホルムで死亡したと主張したが、体内から検出されず、認定もされず、さらに二審は

「もとより、フルニトラゼパムの作用により死亡したとも認め難い。」(第二審判決書51頁10行～11行)

検察官はフルニトラゼパム及びクロロホルムによってルーシーは死亡したと主張したのであり、二審はクロロホルムを認定せず、そしてフルニトラゼパムによっても死亡は認められないとしているわけであり、それならば、ルーシーが逗子マリーナの請求人の部屋で死亡したなどとすることはできないのである。

確定判決は、ルーシーが請求人の逗子マリーナの部屋で死亡したとして、多数の請求人の無実証拠を無視し、一部有罪としたが、そもそもルーシーが請求人の逗子マリーナの部屋で死亡する理由がないことは、上記のとおり、二審判決書にも記載されているのである。

さらに、確定判決は、

「フルニトラゼパムの摂取によりルーシーが他事件の場合と同様に被告人の思惑どおりに意識喪失状態となったとまでは認定することができない」(第二審判決書55頁7行～9行)

としているわけであり、請求人がそもそもそのような思惑などなかったということでもあり、準強姦未遂とした確定判決は成り立たないのである。

又、本事件において、意識喪失状態にもならず、死ぬこと等もあり得ないのである。

請求人は当時6月10日に発生した自動車事故により、上半身全治2か月の傷害を負っていたのである。

そして、ルーシーの体内から検出されたフルニトラゼパムの代謝物7-アミノフ

ルニトラゼパムも以下の通り偽造されたものであるということが考えられる。

ルーシーの遺体は世界最先端の薬物検査機関である米国クエスト・ダイアグノーシス社（資料－８）によって検査され、ガスクロマト分析を行い、フルニトラゼパムの代謝物等は検出されなかった。

そのため、その後科捜研にてフルニトラゼパムと構造が似たジアゼパム等多数の物質を加え、溶解したり沸騰させたりした結果、7-アミノフルニトラゼパムを検出したとし、ルーシーが摂取した量は1錠から2錠に相当する量であるとした。

しかし、これは偽造したものと考えられ、もしもフルニトラゼパムが代謝された場合、7-アミノフルニトラゼパム、3-ヒドロキシフルニトラゼパム、N-デスメチルフルニトラゼパムの3種の代謝物が検出されなければならないのである（資料－9 臨床薬理 9 巻 3 号 251-265 1978）（信州大学医学部附属病院臨床試験センター）。

確定判決は、ルーシーが「今度、新しい客とデートをするの」（第二審判決書 25 頁 4 行）とルーシー自ら請求人とデートすることを望んでいたことを認定しており、わいせつ目的誘拐とした点も誤りである。

請求人が逮捕された 2000 年 10 月 12 日の直後の 10 月 14 日に行われた油壺の洞窟の大捜索に関し、以下のことを付言する。

法廷で鑑識係林俊則警部が証言したとおり、洞窟は 2ヶ所しかなく、翌年腐敗したルーシーの遺体が出てきた洞窟が最も隠すのに適した場所であることも次の通り林警部が法廷で明確に証言している。

「私、個人的な考えとしては、やはり本件の場所が一番の場所ではないかと思いますが。」（第一審 30 回公判 1 1 頁 7 行～8 行）

30 名を超える警視庁鑑識課員が 2 頭の警察犬とともにスコップ、検索棒で掘り返し、徹底的に捜索を行った結果ルーシーに繋がる手掛かりは一切無かったわけであり、2000 年 10 月 14 日の時点において当該洞窟にルーシーの遺体等は決して無かったことは明らかである。

捜査側は請求人の事件において数多くの虚偽事実、虚偽情報をマスコミに流し続け、この件に関しても、犬が風邪をひいて鼻が利かなかったとか、請求人に秘密の暴露をさせるため、遺体を発見したが、放置した等との取るに足らない出鱈目を流し続けた。

警察犬は訓練士によって体調は管理されており、調子の悪い状態での出勤はあり得ないし、検察官の主張によると、真夏の 7 月初旬に埋められているということより真夏 3 ヶ月以上も埋められて腐敗し、その腐敗臭はすさまじく、胴体は裸で粗い砂の下約 30cm に浅く埋められていたわけであり、警察犬がそのすさまじい死臭の臭いを察知しなかった等、社会通念上決してあり得ないことである。土と比べ固まることもなく、通気性に富んだ砂であり、当該洞窟のような小さな洞窟の内部に死

臭が漂い、警察犬でなくても人間の鼻でさえその異臭は察知できるものである。

秘密の暴露に関しては、盗んだ貴金属や犯行に使用した道具等と違って本事件の性質上、発見後、直ちにDNA検査等を行わなければならないものであり、放置しDNAの劣化を進行させるということなど決してあり得ないということは言うまでも無い。

前記の通り、ブルーシー油壺の安部と内縁の夫広川は、警視庁捜査員に多数の出鱈目を言い、警視庁はそれらをマスコミに流し続けた。請求人逮捕時の報道を見ると、

- ・ 請求人が鍵屋を呼んでブルーシー油壺の請求人の隣の室を開けさせ入室していた。
- ・ 両手がセメントだらけだった。
- ・ 深夜請求人がスコップを持って海岸を歩いていた。
- ・ 請求人の室の玄関にスコップが置かれてあった。

等の安部、広川の出鱈目の為、(資料－10) 警視庁は30名を超える警視庁鑑識課員を出動させ、マンションブルーシー油壺付近の海岸を徹底的に搜索した。当該洞窟は砂地であり、底迄の深さは浅く(資料6－(2) 5423丁)、そしてルーシーの胴体部分は砂地表面から裸の状態、深さ32cm(資料6－(1) 5402丁19行)、他の遺体部分が入れられてあった樹脂袋はそれぞれ砂地表面から深さ44cm(5404丁5行)、39cm(5405丁8行)、52cm(5408丁8行)と極めて浅く埋められており、翌年ルーシーの遺体が埋めてあった当該洞窟を請求人逮捕直後の2000年10月14日に30名を超える警視庁鑑識課捜査員がスコップで徹底的に底迄掘り返し、搜索したことは言う迄もない。

請求人が逮捕された直後の2000年10月14日に行われた油壺の洞窟の大搜索時にルーシーの遺体等は存在しなかったことは明らかである。

本事件の再審は至急開始されなければならない、それに準じ以下の鑑定実施及び証拠の開示命令を求める。

1. 一審時に行うことが決定されたが、その後、中止となっている警視庁に保存されているカリタ・リジウェイの肝臓組織標本の肝炎ウイルス検査実施
2. 2000年10月14日 油壺洞窟搜索報告書
3. 2000年7月3日 請求人が運転していた品川34ひ30-51 ベンツスポーツカーのNシステムを含む行動時系列(Nシステム設置場所については〇区〇町で良い)
4. 2000年7月20日(7月18日の消印) 麻布警察署長宛に送付されたルーシーのサイン入り手紙のDNA及び指紋検出報告書

上記の鑑定実施命令及び証拠開示命令を至急発動されるよう求める。

請求人の本件事件において、捜査側は異常と言える程多数の証拠改竄、湮滅、偽造を行っているが、これは今に始まったものではなく、遙か以前より行われて来たものである。(資料-A 元裁判長 矢野伊吉 著「財田川暗黒裁判」)

捜査側が行うこれらの行為は無実の者を有罪に陥れる違法行為であり、裁判所はこれらの行為を見逃してはならないのは勿論のこと、罰すべきことなのである。

検察官は請求人の無実証拠を開示しなければならない(資料-B 検察官倫理を考える 国際的な倫理規定の動向とわが国の現状)。

請求人の本事件については足利事件同様、上記検査及び証拠が開示されれば請求人の無実が証明される。

よって上記証拠の検査及び開示命令を直ちに出示されるように求める。

前記の通り、カリタの肝臓標本の検査に準じ、保全のため、現在警視庁に保存されているカリタ・リジウェイの肝臓標本とプレパラート標本に関し、至急裁判所への移動命令を出されるよう求める。

以 上

## 第2 ルーシー事件

再審請求に関し、至急裁判所に、下記の証拠につき開示命令を出していただくよう求める。

1. 2000年10月14日 油壺洞窟搜索報告書
2. 2000年 7月 3日 請求人が運転していたベンツスポーツカー品川34ひ30-51のNシステムを含む行動時系列
3. 2000年 7月18日 麻布警察署長宛に送付された2000年7月18日付消印のルーシーのサイン入り手紙のDNA及び指紋検出報告書

(開示を求める理由)

1. 第一審時、ルーシー事件は無罪であったが、その理由として真夏シーズン中1266戸もの居室を有する人気リゾート地逗子マリーナにおいて、3階の室内から駐車場までの間、死亡したとされるルーシー・ブラックマンを運ぶ間居住者や警備員等誰にも一切目撃されておらず、そして身長175cm以上、体重70kg以上もの死後硬直中のルーシーを運ぶことについて、合理的疑いを生ずるということが大きな理由であった（一審判決書125頁22行～26行）。  
これは油壺のマンション「ブルーシー油壺」においても同様であった（一審判決書125頁27行～126頁11行）。  
その為、二審時に検察官は小学校低学年女子でも軽々と持ち上げることできるウレタン製5kgのマネキン人形を65kgと偽り、それを使用した警視庁警察官の作成の偽造実験報告書を裁判所に提出し、認定させ、有罪に導いた。
2. 第二審弁護人は、請求人が逮捕された2000年10月12日の2日後の10月14日に洞窟は徹底的に搜索されて遺体など無かったことが明らかであることより（資料-1(1)～(11) 2000年10月14日読売新聞夕刊、10月15日サンケイスポーツ、ヨミウリ写真館）。  
当時審理の迅速化が促進されていた年であったため（2008年）、当時本事件の主任弁護人小林充及び副主任岡田良雄両弁護人とも元高等裁判所長官であったことより裁判所に協力し、法廷に実況見分実行者及び作成者を1名ずつ出廷させ法廷で尋問を行った場合、審理が長期化するため前記2000年10月14日の大搜索時に遺体などは無かったことより検察官が提出した実

況見分報告書を同意しても裁判所がそれを採用することなどあり得ないとして同意したものである。

しかし、二審弁護人が同意したのは、

- ・ 検察官が提出した実況見分報告書で使用されたウレタン製マネキンを使えば同実況見分報告書のようになるということを同意したものであり、
- ・ 生きている鈴木利明警部補が冷凍庫の中に入って自由に手足を曲げて胡座を組めばそのようになるということを同意したものであって、

実験報告書に使用されているウレタン製マネキンと全く重量や大きさが違い、死後硬直中のルーシーの遺体がそのようになるということを同意したのではない。

それは二審弁護人控訴趣意書及び弁論で明確に述べているとおりである。

検察官が提出した実況見分報告書の写真でも明らかなとおり、肩に楽に担げるくらい軽いマネキン人形の場合ではなく（資料－11）175cm以上、70kg以上もの大きなルーシーの死後硬直中の遺体をもしも夏季シーズン中日曜日の深夜3階の部屋より駐車場まで運び、ベンツスポーツカーの小さなトランクに積めるようにするといふのであれば相当に時間を要するわけであって、その間誰にも見られなかったということなどは考えられず、社会通念上経験則に反するものである。

検察官が提出した実況見分報告書は小学生低学年の女子生徒でも持ち上げることが出来る（資料－12）僅か5kgのウレタン製マネキンを65kgと偽って使用し、作成した偽造報告書であり、ベンツスポーツカーのトランクや冷凍庫からはルミノール反応及びルーシーに由来するDNA、髪の毛、指紋など一切検出されておらず、これらの偽造実験報告書などは証拠から排除されると同時に再審事由となるものである。

3. 2000年10月12日、当時ルーシー失踪事件の被疑者として請求人が逮捕された。

そして、三浦半島にあるリゾートマンション「ブルーシー油壺」の管理人安部文子と内縁の夫広川徹夫が請求人が深夜スコップを持って海岸線を歩いていた等の偽りを述べた為（資料－10）、逮捕2日後の10月14日、警視庁鑑識課員30数名が2頭の警察犬と共にスコップ、検索棒を使用し、ブルーシー油壺脇の海岸線及び海岸線先にある2か所の洞窟を掘り返し、徹底的に搜索したが手掛かりは一切無く、勿論遺体等無かったことは当時大きく報道された事実である。

4か月後の2001年2月9日、大搜索を行ったその洞窟からルーシーの遺体胴体が僅か約30cmの粗い砂の下に裸の状態で見つかり、他身体部分も袋に分けて埋められているのが発見されたが、前年10月14日の大搜索時には存在せず、その後第三者が埋めたことは明白である（資料－2 平成13年3月29日洞窟捜査報告書）。

検察官は、警視庁警察官が2000年10月14日行った洞窟搜索報告書を隠蔽し続け、無実の者を有罪に陥れてしまっている。

4. ルーシー・ブラックマンは2000年7月1日逗子マリーナに行き、7か月以上も経った2001年2月9日油壺の洞窟で発見された。

近年、事件の解明及び被疑者の動向を調べ、明らかにさせる為に携帯電話の発信、受信記録及び発信基地、そして車両の走行がコンピューターに記録されるNシステム記録が常時調べられ、事件解明に多大な働きをしていることは周知の事実である（資料-13 2010年最高裁第三小法廷判決）。

第一審時に検察官はルーシー事件を請求人の犯行としたが、何時、どのようにして逗子マリーナからルーシーを油壺まで運んだのかということについて全く主張することは出来なかった。

その理由はNシステム記録により、請求人が運転する車の動きを把握している為逗子マリーナで死亡したとしたルーシーを油壺まで運ぶということ等あり得ないことを科学的に知り得ていたことによる。

しかし第一審でルーシー事件が無罪となった為、Nシステムで記録されている事実を無視し、以下の虚偽事実を述べ、裁判所に認定させてしまった。

ルーシーは2000年7月1日に逗子マリーナに居た訳であるが、2000年7月1日以降請求人は逗子から油壺へ車を運転したことは無く、もしもルーシーが逗子マリーナで死亡したとするのであれば、ルーシーを運ぶ為に車が必要であることは言うまでも無い。請求人は2000年7月2日の昼過ぎ用事のため東京に行き、その後7月2日深夜11時30分ころ逗子に戻り、7月3日午前2時30分から3時の間に逗子マリーナを出、当時住居であった東京都港区元赤坂1丁目の元赤坂タワーズに帰るのであるが、二審時に検察官は請求人が逗子マリーナを出る際検察官が死亡したと主張するルーシーの死後硬直中の遺体を請求人が運転していたスポーツカーベンツ500SLのトランクに入れ、そして当時真夏であることより遺体の腐敗と体内ガスによる巨大化を防ぐ為、田園調布宅にあった冷凍庫に入れて冷凍保存したとした。

請求人は当時不動産仲介業者の三井のリハウスにブルーシー油壺401号室の売却を依頼していたが、浴室のタイルとセメントが剥がれ落ち、爆裂状態であることを知らされ、7月5日状況を見に行った後（資料-14）、愛犬の命日である7月6日（資料-15）に愛犬が最も好んでいた請求人所有別荘地伊豆エメラルドタウンへ行って愛犬の墓を作る予定であったが、検察官はその際、ルーシーの冷凍された遺体を冷凍庫から取り出し、再度請求人が運転するベンツスポーツカーのトランクの中に入れ、油壺のマンションへ運んだと主張した。

ルーシーの体格は身長175cm以上、体重70kg以上の当時の写真からも

太り気味であったことは明らかである。前記のとおり誰にも目撃されずにそのような大きな体を持ち上げて真夏シーズン中の逗子マリーナに駐車している小さなベンツスポーツカーのトランクに入れたりすることは実際にはできるものではなく、しかも検察官の主張では7月2日の深夜、ルーシーは死後硬直中である。田園調布宅にあった冷凍庫は内寸天井ダクトと床台を引けば高さ120数cm、幅49cmで中央にステンレス製の幅7.6cmの横棒が固定されており（資料-16）、ルーシーのような大きな遺体を入れること等は到底出来ず、さらに冷凍されたとするのであれば、その冷凍固化した巨大な塊をベンツスポーツカーのトランクに入れ、納めること等不可能というものであり、社会通念よりかけ離れた暴論といえる

その証にベンツスポーツカーのトランク内及び田園調布宅冷凍庫内からは、ルーシーに由来するDNA、同女の毛髪、指紋、そしてルミノール反応等一切検出されてはいない。

もしもルーシーの遺体を田園調布宅の冷凍庫に入れようとするのであれば大変な労力と長時間費やすわけであり、2000年7月3日午前2時30分より3時の間に逗子マリーナを出発し、東京都港区元赤坂1丁目元赤坂タワーズに帰宅するまでの請求人が運転していたベンツスポーツカーのNシステムのコンピューター記録を見れば、請求人の無実が証明される。

請求人は逗子マリーナを出発し、当時住いであった元赤坂タワーズへ直行しており、運転していたベンツスポーツカーのトランクにはルーシーの遺体等存在せず、田園調布宅にあったルーシーよりも遥かに小さな冷凍庫にルーシーの遺体を入れること等も行っていない。

前記のとおり、請求人は2000年7月1日以降逗子マリーナから油壺へ行ったことは無く、逗子マリーナに行ったルーシーを同人が油壺に運べるという可能性は他に全く無い為、検察官は2000年7月3日のNシステム記録による事実を知り得ているのにも関わらず、事実を反した虚偽事実の主張を行い、裁判所に認定させた。

そのため無実を証明する為に、平成21年4月9日、本事件弁護士若松光晴（現東京地裁立川支部裁判官）が検察官に対して2000年7月1日～3日の請求人行動時系列の開示を求めたが、開示されていない（資料-17）。

検察官は2000年7月4日、5日、6日のNシステムを含む請求人の行動時系列を開示しているのであり、7月3日の行動時系列が開示されれば二審時に検察官が虚偽の主張を行い、それを裁判所は認定した為に、ルーシー事件は一部有罪となってしまったが、それは明らかな誤りであったことが判明し、請求人がルーシーを逗子から油壺へ移動させた事実は無く、一審と同様ルーシー事件は無罪の証明が出来るのである。

Nシステムの設置場所は定期的に変えられており、10年以上も前の設置場所を明らかにしても、捜査上の支障となることは無く、そして番地はマスクし、〇区〇町のみ開示すれば支障とならないのにも関わらず、開示しない理由は開示すれば請求人の無実が証明され、そして検察官はその事実を知っているのにも関わらず、二審時に虚偽事実の主張を行ったことが明らかになってしまう為である。

5. ルーシー失踪後麻布警察署長宛に送付された2000年7月20日（7月18日付け消印）の手紙に関し、請求人は関与していない。

一審時検察官は7月18日付け消印の手紙から指紋及びDNAが検出されたことを弁護人に伝えた為、弁護人は同手紙のDNA及び指紋検出報告書の開示を求めたが、開示されていない。

もしもそれらが請求人に由来するものであるのなら、当然検察官はその指紋及びDNA検出結果を証拠請求している訳であってその検出結果は請求人以外の、第三者であることは明らかであり、これは無実を証明する証拠である。

本件についても本事件弁護人若松晴彦（現東京地裁立川支部裁判官）が平成21年4月9日開示を求めたが開示されていない。

以上一審無罪であったルーシー事件は検察官が裁判所に提出した多数の偽造実験報告書や隠蔽等により、二審時に一部有罪となってしまったが、請求人の無実を証明する為に裁判所に開示命令を求めるものである。すなわち、

1の2000年10月14日の油壺洞窟捜索報告書が開示されればこの時点でルーシーの遺体等は存在しなかったことが明らかとなって、この日以降に第三者が洞窟にルーシーの遺体を胴体裸の状態にして埋めたことが判明し、請求人の無実が証明できる。

2の2000年7月3日、請求人が運転していたベンツスポーツカー品川34ひ30-51のNシステムを含む行動時系列が開示されることによって二審時に検察官が、請求人が逗子マリーナ出発後、田園調布宅に行き、外部駐車場に置いてあった天井ダクトと床台を引けば内寸高さ120数cm、幅49cm、中央に幅7.6cmのステンレス製の固定された横棒がある、ルーシーより遥かに小さな冷凍庫の中に、請求人がベンツスポーツカーのトランクの中に入れたとした死後硬直中のルーシーの死体を取り出して、その死体を冷凍庫の中に入れた等とし、裁判所がそれを認定をしてしまったことが誤りであったことが証明できる。

なお、前記のとおりNシステムの開示にあたってNシステム機器の設置場所を伏せる必要があるのなら〇区〇町（例：港区赤坂）でよい。

3の2000年7月19日警視庁に送付されたルーシーのサイン入り手紙のDNA及び指紋検出報告書が開示されれば請求人以外の第三者による犯行が証明される。

(再審請求書)

(ルーシー事件)

1. (1) 2000年10月14日(土曜)読売新聞夕刊記事  
(2) 2000年10月15日(日曜)サンケイスポーツ記事  
(3)(4)(5)(6)(7)  
2000年10月14日油壺海岸洞窟捜索中の写真  
(8)(9)(10)(11)  
油壺洞窟遺体発見後の写真
2. 平成13年3月29日付洞窟捜査検証調書(甲)
3. ルーシーの手がかりとなる情報にかけられた懸賞金の報道  
2000年8月22日10万ポンド(1600万円)2001年3月22日付週刊文春記事  
2000年9月23日50万ポンド(8000万円)2000年9月23日付ジャパン・タイムズ記事
4. 池田正人公正証書  
(1) 平成21年7月9日付平成21年登簿第0657号  
(2) 平成22年3月4日付平成22年登簿第0245号  
(3) 平成23年2月28日付平成23年登簿第0219号
5. 平成22年第130号事実実験公正証書
6. (1) ルーシーの遺体と共に発見された請求人が購入した緑色とは違う濃い青色のテントが発見された平成13年3月23日付警視庁刑事部鑑識課作成実況見分調書  
遺体と共に埋められてあったテントナイロン袋は青色である事が5407丁20行~21行, 5408丁15行, 5409丁1行に明確に記載されている。  
(2) ルーシーの遺体が埋められてあった洞窟の平面図及び断面図 5423丁  
テントナイロン袋が青色である事が平面図, 断面図共に明記されている。  
(3) 洞窟に遺体と共に埋められてあった濃い青色のテントナイロン袋  
5471丁  
(4) 写真-1 捜査側が購入した遺体と共に埋められてあったテントナイロンポール袋と同じもの。色は濃い青色であるにもかかわらず, 偽って緑色と表示されており, その理由は請求人が購入したものが緑色の為である。  
写真-2 洞窟にルーシーの遺体と共に埋められてあった濃い青色のテントナイロン袋  
1322丁  
(5) 捜査側が購入した遺体と共に埋められてあった濃い青色テント同型のもの一式。請求人が購入したテントが緑色であった為, 濃い青色であるのにもか

かわらず、偽って緑色と記載している平成13年3月25日付写真撮影報告書。作成者 警視庁捜査一課派遣巡査 武田義行

1374丁～1387丁

(6)ルーシーの遺体と共に埋められてあったテントの色は、請求人が購入した緑色ではなく、濃い青色のストーンブルー色であることが表示されている L.L. ビーン社のカタログ

(7)請求人が購入したものは緑色であったが、ルーシーの遺体と共に埋められてあったものは青色であった為、捜査側がコピー操作を行い、カタログの色を緑色から青色に変えて裁判所に提出し、証拠化した L.L. ビーン社のカタログ

1321丁

(8)弁護人が L.L. ビーン社より入手した L.L. ビーン社オリジナルテントカタログ

(9)請求人が 2000 年 7 月 4 日 L.L. ビーン新宿店で購入した 2 人用グリーン色ドームテントと同型のテント

(10)検察官が裁判所に提出した甲 327 号証平成13年3月26日付 L. L. ビーン新宿店店長本間晃供述調書 1317丁～1324丁

(11)平成18年11月29日付告発状

平成18年時においては未だ捜査側がコピー操作を行ってカタログの緑色を青色に変色していた事が判明していなかった為、この時点では虚偽公文書作成について告発したものである。

(12)告発状に対する東京地検特捜部の回答

平成18年12月1日付東京地検特捜部第1107号

東京地検特捜部はテントの緑色と青色の違いを認め、その責任を供述者本間晃に押しつけると共に、被告発人が「冒陳作成検事のみなのか、裁判所に提出した検事との共謀なのか判然とせず」などとした。

(13)L.L. ビーン社カタログの色を捜査側がコピー操作を行い、緑色から青色に変色したことを立証する平成22年第116号カラーコピー印刷に関する事実実験公正証書

(14)請求人が 2000 年 7 月 6 日請求人の別荘伊豆エメラルドタウンで愛犬の墓を作る際、キャンプをする為7月4日購入したものと同一の L.L. ビーンの緑色テントと、意図的にルーシーの遺体と共に埋められてあった青色の L.L. ビーンテント

7. 検察官が開示した請求人の1999年7月5日の手帳 1826丁

8. 米国クエスト・ダイアグノーシス社資料

9. 医学事実 臨床薬理 9巻3号 251-265 1978, 信州大学医学部付属病院臨床試験センター

10. ブルーシー油壺の管理人安部文子とその内縁の夫広川徹夫が警察やマスコミに、請求人が深夜スコップを持って歩いていたなどと出鱈目を言った為、請求

人が逮捕された2日後の平成12年10月14日に翌年ルーシー・ブラックマンの遺体が発見された油壺の海岸の洞窟を30名を超す警視庁鑑識課員が2頭の警察犬と共にスコップ、検索棒で掘り返し、徹底的に搜索した際に大きく報道された2000年10月15日付新聞報道記事

- A 元裁判長 矢野伊吉 著 「財田川暗黒裁判」
- B 検察倫理を考える  
国際的な倫理規定の動向とわが国の現状

(職権発動請求書)

(ルーシー事件)

- 1 1. (1) 平成 19 年 6 月 6 日警視庁マネキン搬出実験捜査報告書  
(2) 平成 19 年 8 月 3 日警視庁マネキン搬送実験結果報告書
- 1 2. (1) 警視庁がマネキン実験報告書で 65kg と偽って使用したウレタン製 5kg の  
マネキン  
(2) 身長 170cm, 体重 70kg のシリコン製マネキン使用時の事実実験公正証書  
平成 21 年第 408 号
- 1 3. 平成 22 年 4 月 27 日付け最高裁第三小法廷破棄差戻し判決Nシステム記載頁
- 1 4. 検察官が開示した請求人の 2000 年 7 月 5 日の手帳
- 1 5. 検察官が開示した請求人の 1994 年 7 月 6 日の手帳及び 1994 年 7 月 6  
日事故で死亡した請求人の愛犬アイリーンの事故後の写真
- 1 6. 田園調布駐車場図面・タイル積駐車場の写真・請求人宅にあった冷凍庫の実  
質内部スペース
- 1 7. 21 年 4 月 9 日付け弁護士若松光晴の証拠開示請求書